



electronica 2026

World's leading trade fair and conference for electronics

「electronica 2026」

ジャパン・パビリオン

出品案内書

JETRO

2026年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 販路開拓課

機械・環境産業班

はじめに

「electronica 2026」は、世界最大級のコンポーネント・システム・アプリケーションの専門展示会です。JETROは、同展示会でジャパン・パビリオンを設け、ドイツをはじめとした欧州のエレクトロニクス市場への新規参入・販路拡大を目指す日本企業様の海外展開を支援します。

ドイツは欧州最大のエレクトロニクス市場・生産国で、国内の研究開発費の約 4 分の 1 がこの分野に投じられています。中でも半導体市場は、2025 年に約 2.7 兆円（168.7 億ドル）となり、2030 年には約 3.5 兆円（221 億ドル）規模へと拡大する見込みで、年間成長率は 5.60%の成長が予測されています。ドイツは欧州の半導体生産の 1/3 を占める重要な拠点で、ドイツ政府は半導体産業の誘致のため、大規模投資を行っており、主要プロジェクトとしては TSMC が約 1.6 兆円を投じる新工場が 2027 年中に生産開始予定です。さらには、EU 半導体法（EU Chips Act）に基づき、約 3 兆円以上の補助金を投入し、車載産業等を中心に生産を強化しています。

また、ドレスデンを中心とするシリコン・ザクソニーなど、強力な地域クラスターが成長しており、欧州域内の自立したサプライチェーンの構築が進んでいます。

electronica 2026 では SEMICON Europa が併催され、電子部品・製造機器・光技術からパワーエレクトロニクス、半導体、電子基板・回路関連分野まで、エレクトロニクスのすべてを網羅しており、主要な半導体・電子部品メーカーや Tier1・Tier2 といったサプライヤー等に直接アプローチができる最適な商談の場として期待ができます。

同ジャパン・パビリオンでは、電子関連部品や電気機器、半導体までエレクトロニクス分野の日本企業の皆様を広く募集します。自社製品の技術・製品をアピールする絶好の機会として、是非とも本パビリオンへの出品をご検討ください。皆様のご応募をお待ちしています。

1. electronica 2026 概要

展示会名	electronica 2026
会期	2026 年 11 月 10 日(火)～13 日(金)
開催時期	9:00～18:00 ※最終日のみ 15:00 まで（予定）
会場	ドイツ・ミュンヘン Messe München
対象分野	半導体、エンベデッドシステム、ディスプレイ、マイクロナノ・システム（MEMS、マイクロ製造）、センサー技術、検査・測定技術、電子設計（ED/EDA）、受動部品、電気機械技術/システム/周辺機器（スイッチ&キーボード、配線部品/システム、ケーシング技術）、パワーサプライ、プリント基板・その他回路基材、受託製造サービス（EMS）、システムコンポーネント、オートモーティブ、ワイヤレス、情報収集システム、e モビリティ / オートモーティブ、エンベデッドソリューション、スマートエネルギーソリューション、パワーエレクトロニクス、オートモーティブ、エンベデッド
主催者	Messe München GmbH
規模	全 18 ホール 192,000 m ² （2024 年実績）
出展者数	3,486 社（2024 年実績）
来場者数	80,203 人（2024 年実績）
特徴	<ul style="list-style-type: none">世界のトップメーカーの最新技術と製品が勢揃いする業界屈指のリーディングメッセ「electronica」。注目度の高い世界最大級の業界専門展示会。電子部品・製造機器・光技術からパワーエレクトロニクス、セミコンダクター、電子基盤・回路関連分野まで、エレクトロニクスの全てを網羅した世界最大級の展示会。
公式ウェブサイト	https://electronica.de/en/trade-fair/

2. ジャパン・パビリオン概要

●全体

主催	日本貿易振興機構（JETRO）
募集企業数	10 社程度（予定）
募集分野	半導体、エンベデッドシステム、ディスプレイ、マイクロナノ・システム（MEMS、マイクロ製造）、センサー技術、検査・測定技術、電子設計（ED/EDA）、受動部品、電気機械技術/システム/周辺機器（スイッチ&キーボード、配線部品/システム、ケーシング技術）、パワーサブライ、プリント基板・その他回路基材、受託製造サービス（EMS）、システムコンポーネント、オートモーティブ、ワイヤレス、情報収集システム、IoTモビリティ / オートモーティブ、エンベデッドソリューション、スマートエネルギーソリューション、パワーエレクトロニクス、オートモーティブ、エンベデッド
ブース位置	ホール B3（予定）
面積	150 m ² （予定）

●会場イメージ図



3. ジャパン・パビリオン出品のメリット

プレゼンスと集客力

高い技術を有する日本の企業が集まるジャパン・パビリオンは、自社の単独出展に比べ、「オールジャパン」をアピールすることで集客が期待されます。

出品費用が無料

単独で出展する場合は、出展料に加え、個別で行う装飾や広報活動など多くの予算が必要となります。ジャパン・パビリオンでは、統一したデザインによるブース装飾などを一括して行います。さらに、当イベントにおけるジャパン・パビリオンは、広報展となりますので、出品料は無料となります。

※広報展：日本政府が、日本の産業を海外へ PR するための広報ブースとして設置。出品者には、PR 産業の一例として参加いただく。（出品料については無料。）

出品手続きの安心サポート

お申込みから参加にいたる手続きをジェトロがサポートします。初めて海外展示会に出品される方でも安心してご参加いただけます。

充実した支援内容

以下のサービスをジェトロから提供いたします。

ジャパン・パビリオン出品について、日本国内だけでなく、現地メディアにも広報させていただきます。

※本案内に記載の内容は、事情により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4. 出品料・サービス

(1) 出品料

無料

【ジェトロが負担する費用】

- 引き合い情報収集と提供、およびそのサポートに係る費用
- 現地での販路開拓、商取引に関するアドバイスに係る費用
- ジャパン・パビリオンのデザイン・施工、設営、運営に係る基本費用
- 来場者向けジャパン・パビリオン広報活動費用
- 規定電気量（500W, 230V, 50Hz）

【ジェットロの負担に含まれない費用】

- 出品物輸送に係る費用（保険料含む）
- 出品物に係る関税及び消費税等
- 出品者バッジ、来場者バッジの手配に係る費用
- 渡航費、宿泊費、食費及び通信費
- 展示装飾に係る追加費用（規定を超えた電気量等を含む）
- ブースアシスタントオプション

※ドイツでのビジネスは、英語および現地語が使用されることも多いため、採択後、通訳やブースアシスタントのお手配を希望される企業様には、各社にてご契約・お手配をお願いいたします。参考としてジェットロより通訳のリストをお送りさせていただきます。

(2) 出品形式

広報展示（共有スペース形式）

- 統一デザインによる基本装飾を施した共有スペース内に、出品者の商品や広報素材を展示することで、日本の優れた商品やサービス、コンテンツ、技術などを PR いたします。
- 各社の出品スペースは申込者数により調整します。
- 本ジャパン・パビリオンは各社の出品スペースに壁による仕切りを設けない、共有スペース形式です。各社に展示台を用意する予定ですが、ブース内設備は出品者共用となります。通常展示会のブース出展とは異なりますのでご注意ください。

※各社のスペースの位置やサイズは、出品物や PR 内容に応じ、ジェットロが最終決定させていただきます。



※広報展イメージ

※左記はあくまで広報展のイメージです。
本パビリオンの実際のブースデザインとは異なります。

- 各社のスペースは $2\text{m} \times 3\text{m} = 6 \text{ m}^2$ 程度となります。
- 各社にご用意する基本備品は以下を予定しております。

※床置き設備等を希望される場合、各社 6 m^2 の範囲内であれば可能です。なお、床置き設備等を設置の場合、不要な備品は撤去可能です。

※各社のスペースの位置やサイズは、出品物や PR 内容に応じ、ジェットロが最終決定させていただきます。

【基本備品】（予定）

電源（230V 500W）1 個、鍵付き展示台（幅 1m × 奥行 0.5m × 高さ 1m）1 台、椅子 2 脚、ポスターパネル 1 枚、カタログラック 1 台、ゴミ箱 1 個、スポットライト 1 灯

※各社の展示範囲は、鍵付き展示台（幅 1m × 奥行 0.5m × 高さ 1m）（予定）上に展示可能なものに限る場合があります。またポスターの掲示も可能です。ポスターは出品者様にてご準備いただきます。

※内容については変更される場合がありますので、ご了承ください。

5. ジャパン・パビリオン出品要件

お申し込みの際し、必ずご確認ください。

1. 日本に実体のある企業等または個人事業主であること（申込企業が、大企業から一定の割合で出資を受けているなど、大企業の直接的・間接的な支配下にある企業である場合、他の中堅・中小企業の参加を優先させて頂く場合があります）。出品のお申込みは、日本国内の法人（本社など）から行ってください。現地法人（関連会社・販売代理店等）からのお申込みは無効となります。自治体・工業会等の団体によるお申し込みは受け付けておりません。
※中堅・中小企業の定義については次ページ参照。
2. 申込単位は原則 1 社 1 スペースとします。1 社による複数スペースの申込みもできません。また、1 スペースを複数社で共有することもできません。自社スペースの転貸、売買、交換、譲渡はできません。
3. 出品物が日本国内で生産、または日本企業（個人事業主も含む）の資本・技術により企画もしくは生産された商品であること。
4. 「対象分野」に合致する商品を取り扱う企業で、現地の法令などに合致した商品の提供ができること。
5. 一連の出品申込書に記載された内容に変更がある場合、書面及びメール（mono@jetro.go.jp）にてジェトロにご連絡願います。なお、申込締切日を過ぎてから内容変更をご希望される場合、出品審査に関わるもの等、その内容によっては変更に応じられない場合がございます。予めご了承ください。
6. 本事業における商談には、出品物全ての商談について価格交渉などの権限を持って対応可能な方に参加いただくこと。
7. 会期中の全日程で自社の商談担当者 1 名以上が常駐すること（自治体等の取りまとめ団体による代理商談は行わない）。
8. 海外販路拡大のため、海外企業との商取引（BtoB）を目的とした商談が主な参加理由であること（市場調査のみが目的の参加は不可）。
9. 日本語で出品に関わる事務手続きが可能であること。または、ジェトロからの日本語での連絡、資料等を自社にて翻訳、確認、提出する体制が整っていること。
10. 本展示会への出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られていること。
11. 出品申し込み時点で出品物が完成していること。
12. 現地に渡航し、会期中の全日程を通じて出品・商談が可能であること（会期中の撤収は不可）。
13. 商談に必要となる相応の準備ができること。また、会期後も商談及び輸出に関与できる担当者がいること。
14. 英語または現地語で商談ができる社員や関係者がいること、または通訳を自社で用意できること。
15. 独自出展とジャパン・パビリオンへの重複出品を行わないこと。
16. ジェトロが成果把握等のため実施するアンケート(会期中・後)に必ずご協力いただけること。
17. 出品にかかる規則は、「出品案内書」(本案内書)及び「海外見本市出品要綱」にて定めており、両記載事項を了承していること。（本案内書に記載されていない事項は、同要綱の定めに従うものとします。なお、本案内書と同要綱に矛盾がある場合には、本案内書の記載内容を優先します。）
18. 現在、反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
19. ジェトロが出品者として適当であると承認すること。
20. 外国為替及び外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に許可等を取得すること。詳細は、経済産業省安全保障貿易管理課ホームページを参照ください。
(<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)また、「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」に同意いただけることを条件とします。
(https://www.jetro.go.jp/user_info/export_control.html)

6. 中堅・中小企業の定義

中堅・中小企業の定義は以下を参考のこと。

<中小企業の定義> ※資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす企業

業種分類	資本金の額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下

※常時使用する従業員の数には、事業主、役員の数、臨時の従業員を含みません。

※法人格のない個人事業主による申込みについても、同様に判断します。

※「中小企業・小規模企業者の定義」、中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

<中堅企業の定義>

中小企業以外で、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 24 項に規定する者であって、常時使用する従業員数が 2,000 人以下の会社。

※「産業競争力強化法」 e-Gov <https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098>

※申込企業が、常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える法人に直接又は間接に 100%の株式を保有される事業者である場合（みなし大企業）、大企業としてお申込みいただきます。他の中堅・中小企業の参加を優先させて頂く場合があります。

7. 選考方法

ご提出いただきました「企業・出品物情報」を基に、ジェットロにて審査を行い、出品者の選定を行います。なお、結果の詳細は回答出来かねますので、予めご了承ください。

<必須条件>

- 本展示会への出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られていること
- 調査や研修目的等でなく、商談目的であること
- 会期中の全日程で出品すること（会期中途中で撤収しない）
- 会期中の全日程で自社の商談担当者 1 名以上が常駐すること（自治体等の取りまとめ団体による代理商談は行わない）
- 商談のフォローアップができる輸出または海外事業担当者がいること
- ジェットロが会期中および会期後に実施する商談アンケートやフォローアップアンケート（年 2 回 2 年間実施予定）に必ず協力すること

<審査項目> ※「企業・出品物情報」に入力いただく情報を基に審査します。

- 出品目的が明確であるか
- 商談をより効果的に進めるための展示が計画されているか
- 英語または現地語での資料が準備されているか
- 現地市場を目指す理由が明確になっているか
- 販売先等の取引のターゲット像が明確になっているか
- 当該国/地域への販売に必要な日本・現地での規格や認証等を取得しているか

<申込みに当たっての注意事項>

- 本展示会（ジャパン・パビリオンへの出品および独自出展含む）への出品回数の少ない企業や中堅・中小企業を優先採択いたします。
- 申込条件（前述 5 参照）ならびに別紙の「海外展示会出品要綱」への同意が必要です。
- ご提出いただく「企業・出品物情報」の内容について、ジェットロより電話または訪問にてお話を伺う場合があります。
- 「出品申込書・承諾書」、「企業・出品物情報」の内容に虚偽の記載を行った場合は、申込みを無効とすると同時に、本展示会への出品をお断りします。
- 独自出展とジャパン・パビリオンへの重複出品は認められません。重複出品が確認された場合は、今回または今後の出品をお断りすることもあります。
- 提供いただいた個人情報は、本展示会のためにジェットロが手配する海外コーディネーター等の事業関係者に提供する場合がございます。また、本展示会の実施についてプレスリリースを行い企業情報、出品物の情報が第三者に公開される場合がございます。

8. 申込方法・スケジュール

	申込みに必要なもの	締切	備考
STEP 1	● 出品申込	2026年5月20日(水) 日本時間 17:00 完了	オンライン登録
STEP2	● Japan Street への企業・商品情報登録	2026年5月27日(水) 日本時間 17:00 完了	オンライン登録
STEP 3	● 企業・出品物情報等のオンライン登録 ● 製品概要パンフレット等の提出 (日本語・英語・現地語)	2026年5月27日(水) 日本時間 17:00 完了	オンライン登録

※お申込み多数の場合は、締切日前に募集を終了する可能性があります。

【お問合せ先】日本貿易振興機構（JETRO）

海外展開支援部 販路開拓課 機械・環境産業班

担当：塩田、野出

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

Tel : 03-3582-4631

E-mail : mono@jetro.go.jp

※郵送料については各社負担でお願いいたします。

9. お申し込みの流れ

スケジュールは次のとおりです。Step4 以降については諸事情によりご連絡が数日遅れる場合もございます。ご了承ください。

※お申し込みが多数の場合は、締め切り日前に募集を終了する可能性があります。

STEP 1

出品申込（イベント申し込み）

締切 2026年5月20日（水）日本時間 17:00

以下のイベントページより、お客様情報の登録及びお申込み情報をご記入ください。

<イベントページ >

<https://www.jetro.go.jp/events/electronica2026>

※留意点※

- ・上記記入後すぐに、内容確認メールが届きます。
- ・すでにお客様情報を登録されている方は、改めての情報登録は必要ありません。
- ・初回登録時に発行された ID とパスワードを用いてログインし、本展示会のオンライン申込みを行ってください。

STEP 2

Japan Street への企業・商品登録

締切 2026年5月27日（水）日本時間 17:00

※STEP2 と STEP3 は並行して対応いただくことが可能です。

- 本事業にご参加いただくためには Japan Street へのご登録が必要です。
※この度新たに Japan Street へご登録いただく事業者様は、STEP 1 の登録完了から 3 営業日以降に、STEP2 へお進みください。
- 以下のサプライヤーマイページ(e-Venue)にログインし、企業情報の登録/修正ボタンが表示されたことを確認後、企業・商品情報の登録を行ってください。詳細な手順は以下リンクをご確認ください。

<サプライヤーマイページ(e-Venue)>

[https://e-](https://e-venue.jetro.go.jp/bizportal/s/businesscasejs/BusinessCaseJS__c/Default?language=ja)

[venue.jetro.go.jp/bizportal/s/businesscasejs/BusinessCaseJS__c/Default?language=ja](https://e-venue.jetro.go.jp/bizportal/s/businesscasejs/BusinessCaseJS__c/Default?language=ja)

<サプライヤーマイページ(e-Venue)利用の手引き>

[https://www.jetro.go.jp/ext_images/services/japan_street/pdf/userguide_e-](https://www.jetro.go.jp/ext_images/services/japan_street/pdf/userguide_e-Venue_20260115.pdf)

[Venue_20260115.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/services/japan_street/pdf/userguide_e-Venue_20260115.pdf)

Japan Street は、ジェトロが招待したバイヤー専用のオンラインカタログサイトです。

今後、Japan Street を通じて、今回の商談会に参加するバイヤー以外から引き合いがある可能性があります。

その際にはあらためてジェトロよりご連絡いたします。Japan Street に関する詳細はこちらをご覧ください。

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

Japan Street へのご登録に関してのお問い合わせ先：

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/dnb/js_inquiry

STEP3

企業・出品物情報のオンラインでのご提出

締切 2026年5月27日(水) 日本時間 17:00

※STEP3とSTEP2は並行して対応いただくことが可能です。

1. 企業・出品物情報のオンライン登録

STEP 1 の後に届く「確認メール」に記載の URL より、「企業・出品物情報」および会社・製品概要をオンライン登録してください。こちらの情報に基づき、出品者選定を行いますので、不備のないよう、できるだけ詳細にご記載ください。ご登録後は、「入力完了メール」が送付されます。

- 企業・出品物情報等登録ページ URL

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odc/el26_01

2. 会社案内・製品概要パンフレット等の提出（日本語・英語）

1. のリンクより、会社案内・製品概要等のパンフレットをデータファイルにてオンライン提出をお願いします。電子媒体で提出できない場合はジेटロにその旨メールいただき、その後ご郵送ください。

郵送の場合、費用については各社負担でお願いいたします。

皆様に STEP1、2 および 3 の手続きを済ませていただいた後のスケジュールは次のとおりです。

STEP 4 および 5 については、事情によりご連絡が数日遅れる場合もございます。ご了承ください。

STEP4

審査結果の通知

2026年6月中旬（予定）

審査結果をメールにて、ご担当者宛にご連絡します。

※審査結果の詳細については開示しておりません。

STEP5

出品者説明会(オンラインを予定)

2026年8月下旬（予定）

出品者マニュアルの配布やスペース配置、現地の最新市場情報やその他諸注意などをご案内する出品者説明会を開催します。全出品者、**参加必須**とさせていただきます。

10. キャンセル規定

- 審査後採択された場合は、審査結果（採択通知）をジェットロがメールで送付します。ジェットロが同メールで採択通知を送付した時点で、出品契約成立となります。
- 採択通知送付後は、原則として出品辞退は受け付けておりません。
- やむを得ない事情で出品辞退される場合は、代表者名・代表者印を押印した辞退届を作成し、原本を後述「13.お問い合わせ先」までお送りください。なお、辞退届を受理したタイミングにより、準備に要した費用の実費（キャンセル料）を請求させていただく場合があります。
- 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェットロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。
- 本事業への出品を辞退された場合、次回以降の事業へのご参加をお断りする場合がございます。

11. 免責規定およびその他注意事項

- 予算が措置されない場合など、予算等の都合により、ジェットロは事業の実施を見送ることがあります。
- 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者様の責めに帰することのできない事由により本事業が中止となった場合に生じる損害について、ジェットロはその責任を負いません。
- ジェットロは、本事業に起因、または関連して生じるあらゆる損害について、一切の責任を負いません。ただし、ジェットロの過失による場合はこの限りではありません。
- 何らかの払い戻しが生じた際、その払い戻しにかかる一切の手数料は出品者様の負担となります。
- 現地への展示品の輸送、展示会場内の搬出入は全て出品者の責任において実施願います。出品物の破損、盗難、紛失等に関する損害について、ジェットロはその責任を負いません。
- スペース装飾等、今後の準備の詳細については出品者に「出品者マニュアル」にて別途ご案内します。
- 出品物の展示・陳列は出品者に行っていただきますが、出品物の展示方法について、ジェットロの指示に基づいて修正いただく場合もあります。
- 各社の出品スペースは、出品物、業種等を考慮し、確保できたスペース内で出品構成を配慮しつつ、ジェットロが決定します。同業者の出品スペースが隣接する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ジェットロは、インターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセスおよびクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます）の被害を受けないように、ジェットロの個人情報保護規定に定めるセキュリティ基準を遵守の上、適切な予防措置を講じるように努めます。ただし、万一システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報、その他情報が漏洩した場合であっても、ジェットロは企業に対し、前述の義務を超えて一切の責任を負わないものとします。
- 本案内書に定めのない事項が発生した場合は、ジェットロがその対応を決定するものとします。
- 本事業の内容には、変更が生じる場合があります。

12. ジェトロサービスのご案内

新規輸出 1 万者支援プログラム

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のコンサルティングを通じて、適切な支援策を提案します。

* 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

※輸出経験のある企業も対象になります。

貿易実務オンライン講座

国内取引と比べ、チャンスは大きいものの、リスクも非常に大きいのが海外との取引です。リスクを回避し、海外との取引を成功させるためには、貿易の流れや実務（マーケティング、輸出入規制、契約交渉、貿易条件、船舶手配、保険付保、決済方法、貿易金融、通関、クレーム対応など）、取引の際に締結する英文契約についてなど、さまざまな知識やノウハウが必要不可欠です。「貿易実務オンライン講座」は、長年、海外ビジネスに関する相談に応じているジェトロが、そのノウハウを活かし、海外取引に欠かせない知識を体系的に、分かりやすく学んでいただけるよう開発した講座です。企業の社員研修のメニューとして、キャリアアップや資格試験対策として、さまざまな用途にお役立ていただけます。

* 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/elearning/>

中小企業海外ビジネス人材育成塾

「中小企業海外ビジネス人材育成塾」は、初めて海外バイヤーとの輸出商談に臨む方や商談準備に課題を感じている方を対象にした無料研修です。研修では、主に海外展開戦略の策定方法、プレゼン資料の作成方法、商談のノウハウを習得します。

対象者：輸出を行っている、あるいは行う予定のある中小企業の海外事業担当者

* 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/services/ikusei/ikuseijuku/>

■ お問い合わせ窓口 ■
ジェトロ海外ビジネス人材育成課
Tel: 03-3582-8355
E-mail: ikusei@jetro.go.jp

中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

ジェトロは、中小企業の皆様のビジネス展開へのご関心が高い国・地域に「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を設置し、中小企業の皆様の海外ビジネス展開に関する様々なご相談対応・課題解決に向けた支援サービスを提供しています。

各プラットフォームには、現地での知見、地場企業、地元政府当局等とのネットワークに強みを持つ現地在住のコーディネーターを配置し、日本からの進出・輸出、海外現地法人の運営に関する課題・悩みに関するご相談に対応します。また、現地の協力機関や公的機関のネットワークを有効活用して、ビジネスの成功に向けた支援をいたします。

※詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/services/platform/>

メールマガジン：ユーロトレンド

ジェトロ調査部欧州課では、メールマガジン「ユーロトレンド」を無料で配信しています。
ジェトロの在欧州事務所を通じて収集した、欧州の産業・企業・制度情報をお届けします。
是非、この機会にご登録ください

* 詳細はこちら: <https://www.jetro.go.jp/world/europe/eurotrend.html>

※参考※知的財産保護について

本事業参加にあたり、事業開始までに必要な商標登録を行うことをお勧めします。商標登録などについては、下記サイトに関連情報を掲載していますのでご参照ください。※商標登録費用は各社にてご負担ください。

* 詳細はこちら: <https://www.jetro.go.jp/themetop/ip/>

※参考※現地市場に関するお役立ち情報

<ビジネス短信>

ジェトロ ビジネス短信> 欧州> ドイツ (日々更新)

* 詳細はこちら: <https://www.jetro.go.jp/biznewstop/biznews/europe/de/>

<地域・分析レポート>

ジェトロ 地域・分析レポート> 欧州> ドイツ

* 詳細はこちら: <https://www.jetro.go.jp/areareportstop/areareports/europe/de/>

13. お問い合わせ・書類郵送先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 販路開拓課 機械・環境産業班

担当：塩田、野出

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

Tel : 03-3582-4631

E-mail : mono@jetro.go.jp

機械分野の展示会やセミナー等の情報をお届けするメールマガジン
ものづくりを世界へ ～ジェトロ機械・ハイテク産業関連情報～



ものづくりを世界へ ジェトロ機械

検索